

掛川市外2組合公平委員会規則第3号

再就職者による依頼等の届出に関する規則をここに制定する。

平成28年9月7日

掛川市外2組合公平委員会  
委員長（署名）

（別紙）

## 再就職者による依頼等の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の手續)

第2条 前条の届出は、法第38条の2第7項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）を公平委員会に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼を受けた場合の届出書

年 月 日

（あて先）掛川市外2組合公平委員会

届出者氏名

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出者の生年月日、所属及び職

(1) 生年月日 年 月 日

(2) 所属

(3) 職

2 依頼等をした再就職者の氏名並びに離職時の所属及び職

(1) 氏名

(2) 離職時の所属

(3) 離職時の職

3 依頼等した再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における

再就職者の地位

(1) 営利企業等の名称

(2) 再就職者の地位

4 依頼等が行われた日時 年 月 日 時

5 依頼等の内容